乳がん精密検査機関の認定登録条件等

１.認定登録条件

(1) 日本乳癌学会基幹施設・連携施設あるいは認定施設であることか、又は熊本県がん検診従事者（機関）認定協議会が認定する乳がん精密検査機関従事医師を有する施設であること。

(2)検　査

①マンモグラフィとエコー(超音波)による検査が自己機関で実施可能なこと。(エコー(超音波)検査のみでは精密検査機関とは認められない。)

＊ マンモグラフィは、日本医学放射線学会が定める仕様基準を満たす装置を所有していること。

＊ マンモグラフィの読影については、日本乳がん検診精度管理中央機構が認定した読影医が行うことが望ましい。

＊マンモグラフィの撮影については、日本乳がん検診精度管理中央機構が認定した読影医又は放射線技師が行うことが望ましい。ただし、撮影の資格を有さない場合は日本乳がん検診精度管理中央機構の講習会を受講した放射線技師あるいは医師であること。

熊本県がん検診従事者（機関）認定協議会が認定する乳がん精密検査機関従事医師が在籍すること。

②細胞診・組織検査

細胞診・組織診検査が自機関で実施可能であること、又は病理診断については他機関で可能であること。

ただし、他機関による場合は、委託契約が締結されており、検査責任者の氏名、細胞診専門医・細胞検査士・病理専門医の氏名・認定登録番号(学術団体の認定登録番号)及びその他必要事項を確認のうえ、認定するものであること。

(3)担当医師の研修歴

精密検査に従事する医師は、専門医で十分な研修歴を有すること

〈十分な研修歴とは〉

＊熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会がん検診従事者講習会(乳がん検診従事者)を申請前３年間に３回以上受講

＊日本乳癌学会の認定医・乳腺専門医

＊日本乳癌学会基幹施設・連携施設あるいは認定施設で乳がんについて３年以上の研修

(4)認定の期間・認定審査手数料

①認定の期間は、３年間とする。ただし、新規申請に係る認定の期間は次の更新年度の３月３１日までとする。

②認定登録機関の条件を満たさなかった場合は、認定を取り消すことができる。

③認定審査手数料は新規・更新共１万円とする。

２.遵守事項

(1)精密検査の結果は、速やかに一次検診実施機関に報告すること。

(2)担当医師は、更新申請までに部会が指定する講習会等３年間に３回以上出席すること。

〈部会が指定する講習会等とは〉

＊熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会がん検診従事者講習会(乳がん検診従事者)

＊医師会が主催する生涯教育講座(乳がん部門)

＊熊本乳癌研究会

＊日本乳癌学会

＊日本乳癌検診学会

＊日本医学放射線学会（乳がん部門)

(3)認定登録条件等に変更が生じたときは、速やかにその旨を部会に報告すること。

(4)(1)から(3)までに遵守しない場合には、認定を取り消すことができる。

３.その他

部会が、精度管理のために、マンモグラフィ、エコー、細胞診及組織診の結果を求めたときは、プライバシーに配慮して提出すること。